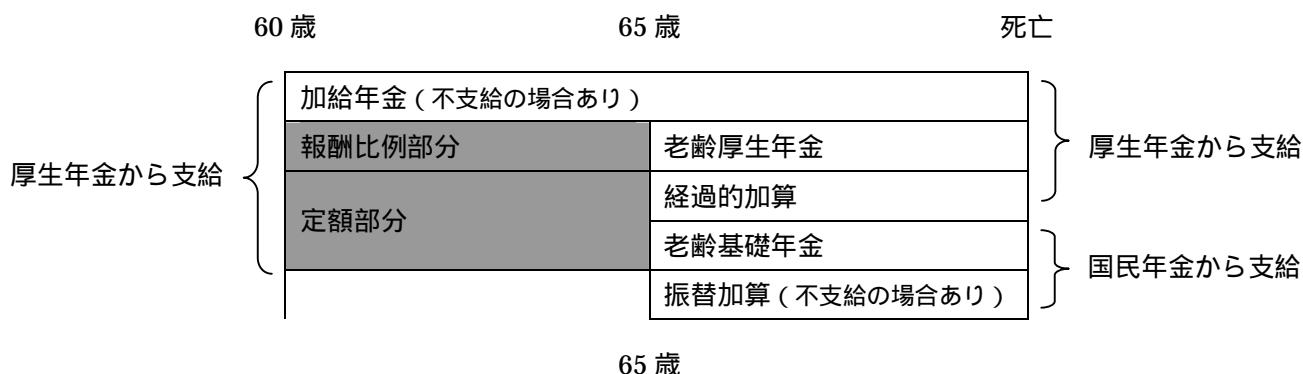


厚生年金と国民年金の内訳けと給付開始年齢

昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの男性および
昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれの女性



老齢厚生年金	厚生年金の保険料を 1 ヶ月 以上支払った実績のある 65 歳以上の者（今現在は厚生年金保険被保険者でなくてもよい）で、国民年金の保険料を支払った期間と厚生年金の保険料を支払った期間が 通算して 25 年 以上ある者は、 65 歳に達した日 の属する月（または前述の 25 年以上を満した 65 歳以降の月）から支給されます。
老齢基礎年金	国民年金の保険料を支払った期間と厚生年金の保険料を支払った期間が 通算して 25 年 以上ある者は、 65 歳に達した日 の属する月（または前述の 25 年以上を満した 65 歳以降の月）から支給されます。
特別支給の老齢厚生年金	厚生年金の保険料を 通算して 12 ヶ月 以上支払った実績のある 60 歳以上 65 歳未満の者（今現在は厚生年金保険被保険者でなくてもよい）で、国民年金の保険料を支払った期間と厚生年金の保険料を支払った期間が 通算して 25 年 以上ある者は、 60 歳に達した日 の属する月（または前述の 25 年以上を満した 60 歳以降の月）から支給されます。ただし、生年月日により支給開始の年齢が異なります。
加給年金	厚生年金の保険料を 通算して 240 ヶ月 以上支払った実績のある者が、年金受給権を取得した当時、下記のいずれかの者と 生計を維持 していた場合に支給されます。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 65 歳未満の配偶者 2. 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 3. 20 歳未満で、障害等級の 1 級または 2 級に該当する障害の状態にある子 ただし、生年月日により支給開始の年齢が異なります。 また、昭和 9 年 4 月 2 日以後生まれの受給権者に配偶者がいる場合は、配偶者特別加算が別途支給されます。
経過的加算	特別支給の老齢厚生年金の定額部分が老齢基礎年金よりも高額になる場合、その差額相当額（差額ではない）が支給されます。
振替加算	65 歳以上の老齢基礎年金の受給権者 （A）の配偶者（B）に加給年金が支給されている場合に、B への加給年金が支給停止され A に振替られて支給されます。

昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日生まれの男性および
昭和 21 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日生まれの女性

60 歳 61 歳 65 歳 死亡

	加給年金（不支給の場合あり）	
報酬比例部分	老齢厚生年金	
定額部分	経過的加算	
	老齢基礎年金	
	振替加算（不支給の場合あり）	

61 歳 65 歳

昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日生まれの男性および
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日生まれの女性

60 歳 62 歳 65 歳 死亡

	加給年金（不支給の場合あり）	
報酬比例部分	老齢厚生年金	
定額部分	経過的加算	
	老齢基礎年金	
	振替加算（不支給の場合あり）	

62 歳 65 歳

昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日生まれの男性および
昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日生まれの女性

60 歳 63 歳 65 歳 死亡

	加給年金（不支給の場合あり）	
報酬比例部分	老齢厚生年金	
定額部分	経過的加算	
	老齢基礎年金	
	振替加算（不支給の場合あり）	

63 歳 65 歳

昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日生まれの男性および
昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日生まれの女性

60 歳 64 歳 65 歳 死亡

	加給年金（不支給の場合あり）
報酬比例部分	老齢厚生年金
	定額部分
	経過的加算
	老齢基礎年金
	振替加算（不支給の場合あり）

64 歳 65 歳

昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日生まれの男性および
昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日生まれの女性

60 歳 65 歳 死亡

	加給年金（不支給の場合あり）
報酬比例部分	老齢厚生年金
	経過的加算
	老齢基礎年金
	振替加算（不支給の場合あり）

昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生まれの男性および
昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日生まれの女性

61 歳 65 歳 死亡

	加給年金（不支給の場合あり）
報酬比例部分	老齢厚生年金
	老齢基礎年金
	振替加算（不支給の場合あり）

昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生まれの男性および
昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日生まれの女性

62 歳 65 歳 死亡

	加給年金（不支給の場合あり）
報酬比例部分	老齢厚生年金
	老齢基礎年金
	振替加算（不支給の場合あり）

昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれの男性および
昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日生まれの女性

	63 歳	65 歳	死亡
報酬比例部			加給年金（不支給の場合あり）
			老齢厚生年金
			老齢基礎年金
			振替加算（不支給の場合あり）

昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれの男性および
昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日生まれの女性

	64 歳	65 歳	死亡
報酬比例部			加給年金（不支給の場合あり）
			老齢厚生年金
			老齢基礎年金
			振替加算（不支給の場合あり）

昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの男性および
昭和 41 年 4 月 2 日以降生まれの女性

	65 歳	死亡
		加給年金（不支給の場合あり）
		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
		振替加算（不支給の場合あり）